



青森県南部町

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

固定資産税は、土地や家屋の他に償却資産（事業のために用いることが出来る構築物、機械、器具、備品等）についても課税の対象となります。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在、南部町内に所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引を参照し申告書等を作成のうえ、期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限:令和6年1月31日(水)

※期限間近は窓口が混雑いたしますので、1月19日ごろまでの提出に是非ご協力ください。

【申告対象者と償却資産の例】

農業 ビニールハウス・田植え機など	小売店 レジ・陳列ケースなど	太陽光発電事業 太陽光パネル・アスファルト舗装など
クリーニング業 洗濯機・乾燥機など	理容業・美容業 サインポール・洗面設備など	病院 ベッド・X線装置など
ガソリンスタンド オイルチェンジャー・洗車機など	ホテル・旅館 客室備品・自動販売機など	建設業 パワーショベル・発電機など

【提出先・問合せ先】

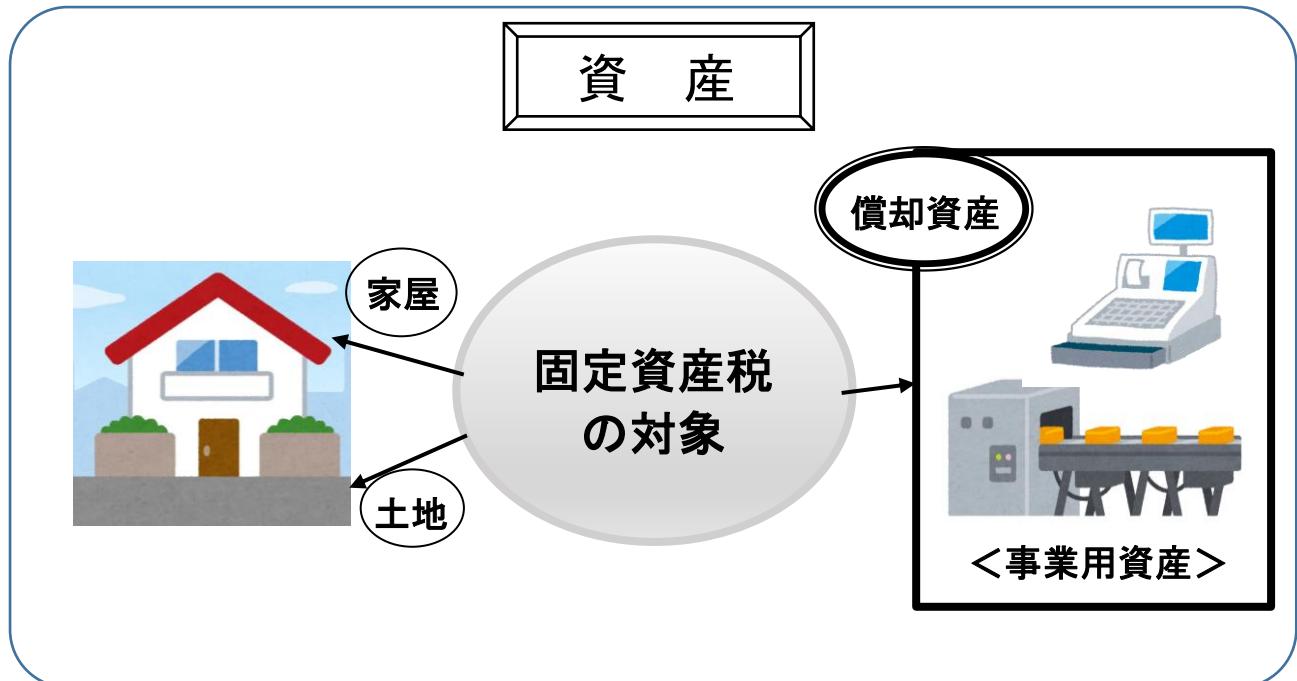


南部町役場 税務課 資産税班
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1
電話 0178-38-5962 (税務課直通)



※申告書の提出は「南部支所」「福地支所」「剣吉支所」の各窓口でも受け付けします。

固定資産のうちの『償却資産』とは？



固定資産といえば土地や家屋が馴染み深いですが、上記の図中の□で囲んだ<事業用資産>についても、地方税法第341条4により「償却資産」と称する固定資産の一種であるとされています。

この言葉について初めて聞くという方もおられるかもしれません、土地や家屋がない方でも、事業に用いている各種の構築物、機械装置、工具・器具、備品などといった資産をお持ちであれば、地方税法第383条により、償却資産の所有者として資産の所在地である市町村へ申告が必要となります。

この手続きは、償却資産の申告対象となる資産と取り扱いの内容、申告書の記入方法について説明しておりますので、最後までお読みくださいますようお願い致します。



もくじ

- | | | |
|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 1. 傷却資産とは | 11. 課税標準額 | 23. 傷却資産申告書の記入方法 |
| 2. 傷却資産の種類 | 12. 年税額 | 24. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例 |
| 3. 申告が必要な資産 | 13. 免税点 | 25. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法 |
| 4. 申告対象外の資産 | 14. 過年度への遡及等について | 26. 種類別明細書(減少資産用)の記入例 |
| 5. 経理区分と申告の要否 | 15. 非課税・課税標準の特例 | 27. 種類別明細書(減少資産用)の記入方法 |
| 6. 国税と(法人税又は所得税)との
主な違い | 16. 調査協力のお願い | 28. 傷却資産のよくある質問 |
| 7. 業種別傷却資産の具体例 | 17. 固定資産(傷却資産)課税
台帳の閲覧制度 | 29. 個人番号の記入と本人確認
(身元確認)について |
| 8. 傷却資産の耐用年数の例 | 18. 申告が必要な方 | 30. 申告書提出の際に持参いただ
く書類 |
| 9. 建設設備における家屋と傷却資
産の区分 | 19. 申告方式 | |
| 10. 評価額 | 20. 申告方法 | |
| | 21. 提出書類 | |
| | 22. 傷却資産申告書の記入例 | |

■償却資産について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

2. 償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると次のようになります。

資産の種類		資産の例
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、広告塔、門、塀、煙突、緑化施設、外構工事等
	建物※	簡易建物（三方に壁のないもの、基礎のないもの等） 自転車置き場、プレハブ物置等
	建物附属設備	建物の所有者が施工した建物付属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されますが（P7参照）、次に掲げるものはすべて償却資産として取り扱います。 (1) 特定の生産又は業務用の電気・給排水・ガス・ボイラー等の設備など (2) 受変電設備、自家発電設備など (3) 壁面サイン工事、簡易間仕切など
2 機械及び装置	機械式駐車設備、各種製造業用設備、印刷設備、土木建築設備、太陽光発電設備等、農業用設備、林業用設備、ショベルドーザー等の土木建設機械、大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号0、00～09、000～099）	
3 船舶	ボート、釣船、遊覧船、漁船、はしけなど	
4 航空機	飛行機、ヘリコプターなど	
5 車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（9、90～99、900～999）、台車など (注) 大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車の課税客体）の区別 次に掲げる要件に1つでも該当する場合は、大型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車 最高時速35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの (1) 最高速度15km/hを超えるもの (2) 自動車の長さが4.7メートルを超えるもの (3) 自動車の幅が1.7mメートルを超えるもの (4) 自動車の高さが2.8メートルを超えるもの	
6 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、プリンター、ルームエアコン、金庫、応接セット、レジスター、自動販売機、医療機器、美容・理容機器、厨房機器など	

※国税上、建物又は建物付属設備で資産計上する場合でも、固定資産税上は償却資産として申告対象となります。

3. 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産です。ただし、以下の資産も該当します。

- ア. 取得価額が10万円未満であっても、税務会計上減価償却の対象としている資産
- イ. 償却済資産や簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
- ウ. 遊休又は未稼働の状態であっても、事業の用に供することが可能な資産
- エ. 建設仮勘定で経理されても、賦課期日（1月1日）現在、事業の用に供している部分
- オ. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例を適用した資産
- カ. 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用

4. 申告対象外の資産

次に掲げる資産は申告の対象外になります。

- ア. 土地、家屋
- イ. 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車（例：小型フォークリフト等の小型特殊自動車）
- ウ. 無形減価償却資産（例：ソフトウェア、営業権、特許権等）
- エ. 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- オ. 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- カ. 馬、果実、その他の生物（観賞用、興行用生物は除く）
- キ. 経年によって価値が減少しない資産（書画、骨とう等）
- ク. 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
- ケ. 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却することを選択したもの
- コ. 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

5. 経理区分と申告の要否

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	租税特別措置法 (法人) ★	3年 一括償却	一時損金算入 (必要経費)
10万円	必要 (法人のみ)	必要	—	不要
10万円以上 20万円未満	必要	必要	不要	—
20万円以上 30万円未満	必要	必要	—	—
30万円以上	必要	—	—	—

★租税特別措置法により中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を一定期間に取得した場合、その取得金額の全額（年間合計300万円程度）を損金算入する特例が認められていますが、固定資産税では認められていませんので、申告が必要です。

6. 国税（法人税又は所得税）との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般的な資産は旧定率法	<平成19年3月31日以前取得> 建物以外の一般的な資産は、 旧定率法、旧定額法の選択制度 <平成19年4月1日以後取得> 建物以外の一般的な資産は、 定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められていません	認められています
特別償却、割増償却 (租税特別措置法等)	認められていません	認められています
増加償却	認められています	認められています
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の 少額資産損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められていません	認められています

7. 業種別償却資産の具体例

業種区分	資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、簡易間仕切り、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、駐車場設備など
製造業	金属製品製造設備、旋盤、ポール盤、食品製造設備、梱包機、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備、受変電設備など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、タオル蒸器、パーマ器、サインポールなど
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具など（※トラクター、コンバイン、田植機は軽自動車税の対象のため申告不要です。）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、レジスターなど
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、ロッカー、自動販売機、コインランドリー設備など
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、自動販売機、駐車場設備など
不動産賃貸業	舗装路面、緑化施設、外構工事（門、塀等）、自転車置場、駐車場設備など
小売業	レジスター、陳列ケース、駐車場設備など
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンス、アスファルト舗装など

8. 債却資産の耐用年数の例

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

資産の種類	資産の例	耐用年数	資産の例	耐用年数
1 構築物	舗装路面 コンクリート・ブロック アスファルト	15 10	広告塔・野立看板 金属製のもの その他のもの	20 10
	コンクリート塀	15	可動間仕切り 簡易なもの	3
	街路灯及びガードレール	10	その他のもの	15
2 機械 及び装置	太陽光パネル	17	食料品製造業用設備	10
	水産養殖業用設備	5	ブルドーザー・パワーショベル	8
	デジタル印刷システム設備	4	農業用設備	7
3 船舶	漁船	6・9・12	モーターボート	4
4 航空機	主として金属製のもの	5・8・10	ヘリコプター・グライダー	5
5 車両・ 運搬具	農耕作業車（最高時速35km/h以上のもの）	7	台車 金属製のもの	7
	フォークリフト	4	その他のもの	4
6 工具、 器具及び 備品	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8	複写機、金銭登録機、ファクシミリ 理美容機器	5 5
	陳列棚・ケース 冷凍機付のもの その他のもの	6 8	パソコン	4
			電気冷蔵庫、洗濯機、ガス機器	6

9. 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、空調設備、消火設備などの家屋と一緒に家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。

«家屋と設備等の所有者が同じ場合»

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として扱います。主な設備を下表の「家屋と償却資産の区分」に例示しておりますので、参照してください。

«家屋と設備等の所有者が異なる場合»

貸借人(テナント等)が取り付けた内装や造作、建築設備等については、償却資産として扱います。
内装や造作、建築設備等を取り付けた貸借人(テナント等)が償却資産として申告してください。

償却資産と家屋の区分（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備等の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	家屋と一緒に設備一式
	電灯照明設備	屋外照明設備（ネオンサイン、投光器等）	家屋と一緒に設備一式、屋内照明設備等
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
給排水設備		井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等
ガス設備		屋外設備、特定の生産又は業務用設備等	屋内配管、バルブ等
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備等	家屋と一緒に設備一式
消火設備		消火器、消火栓設備のホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備一式（百貨店・飲食店・ホテル・旅館等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等	サービス設備以外の設備一式
運搬設備		工場用ベルトコンベア、生産ライン用リフト等	エレベーター、ダムウェーター（小荷物専用昇降機）等
その他設備		外構工事（門、塀等）、可動間仕切り、袖看板、廣告塔、避難器具、自転車置場等	自動扉、避難誘導表示板等

■評価額、課税標準額、税額の算出方法及び免税点等について

10. 評価額

初年度 = 取得価額 × (1 - 減価率 × 1/2) は小数点以下第4位を四捨五入
 次年度以降 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)

«計算例»

前年2月に500,000円で取得した耐用年数5年（減価率0.369）の資産の場合

$$\text{今年度評価額} = 500,000 \times (1 - 0.369 \times 1/2)$$

$$= 407,500$$

$$\text{翌年度評価額} = 407,500 \times (1 - 0.369)$$

$$= 257,132$$

1円未満は切り捨て

※ 下の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置換えて計算することができます。

『(1 - 減価率 × 1/2)』 ⇒ 『減価残存率（前年中取得）』

『(1 - 減価率)』 ⇒ 『減価残存率（前年前取得）』

減価率一覧表（減価残存率を含む）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		(前年中取得) 1 - 減価率/2	(前年前取得) 1 - 減価率			(前年中取得) 1 - 減価率/2	(前年前取得) 1 - 減価率			(前年中取得) 1 - 減価率/2	(前年前取得) 1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	20	0.109	0.945	0.891	38	0.059	0.970	0.941
3	0.536	0.732	0.464	21	0.104	0.948	0.896	39	0.057	0.971	0.943
4	0.438	0.781	0.562	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
6	0.319	0.840	0.681	24	0.092	0.954	0.908	42	0.053	0.973	0.947
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912	43	0.052	0.974	0.948
8	0.250	0.875	0.750	26	0.085	0.957	0.915	44	0.051	0.974	0.949
9	0.226	0.887	0.774	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	28	0.079	0.960	0.921	46	0.049	0.975	0.951
11	0.189	0.905	0.811	29	0.076	0.962	0.924	47	0.048	0.976	0.952
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926	48	0.047	0.976	0.953
13	0.162	0.919	0.838	31	0.072	0.964	0.928	49	0.046	0.977	0.954
14	0.152	0.924	0.848	32	0.069	0.965	0.931	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	33	0.067	0.966	0.933	51	0.044	0.978	0.956
16	0.134	0.933	0.866	34	0.066	0.967	0.934	52	0.043	0.978	0.957
17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936	53	0.043	0.978	0.957
18	0.120	0.940	0.880	36	0.062	0.969	0.938	54	0.042	0.979	0.958
19	0.114	0.943	0.886	37	0.060	0.970	0.940	55	0.041	0.979	0.959

11. 課税標準額

1月1日現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準額の特例が適用される場合※は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。（※14. 参照）

12. 年 税 額

課税標準額の総合計（1,000円未満切捨）×1.4%が年税額となります。（100円未満切捨）

13. 免 稅 点

課税標準額の総合計が150万円（免税点）未満である年度は課税されません。

14. 過年度への遡及等について

過去に取得した資産が申告漏れになっていた場合は、地方税法第17条の5の規定により、本来課税すべき年度（現年度含め最大5年間分）まで遡って課税されます。

15. 非課税・課税標準の特例

地方税法第348条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。また、同法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産は、課税標準の特例の措置により税負担の軽減が図られています。

新たに該当する資産がある場合は、所定の様式（固定資産税（償却資産）非課税適用申告書・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書）に必要事項を記入し、非課税・特例内容に係る書類や資料を添付し申告してください。

所定の様式は南部町 税務課 資産税班に御請求ください。（南部町ホームページにも掲載しております。）

なお、添付書類等に不備があると適用を受けられない場合がありますので、詳細については事前にお問い合わせください。

■その他

16. 調査協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、実地調査を実施することがあります。

また、地方税法第354条の2により、税務署において法人税又は所得税に関する書類の閲覧を行うことがありますので、御理解と御協力を願いいたします。

なお、実地調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その際の事務（課税更正）処理は、資産の取得年に応じて過年度に遡及する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

17. 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

毎年1月1日現在の償却資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）の内容について、税務課でのみ4月1日から通年で閲覧できます。（支所では閲覧不可）

※ 手数料は1名義につき300円です。ただし、縦覧期間中（4～5月中）の閲覧は無料です。

※ 1月から3月までの期間に閲覧できる内容は、前年1月1日現在のものとなります。

■償却資産の申告について

18. 申告が必要な方

- 令和6年1月1日現在、南部町内に償却資産を所有（又は貸与※）している方
- 令和6年1月1日までに廃業・解散又は事業所移転等により南部町内の償却資産がなくなった方
(上記の理由等で資産がなくなった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し提出してください。)

※リース資産は契約の内容により、申告する方が異なります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 期間満了と同時に資産は回収される場合	×	○ 資産の所在市町村へ申告が必要
<実際の売買にあたるようなリース資産> リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○ 自己の資産として申告が必要	× 申告不要

平成20年4月1日以降契約の所有権移転外ファイナンス・リース取引資産は、税務会計上では売買取引となり、借手側が減価償却を行いますが、固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

19. 申告方式

・一般方式

前年中に増加・減少した資産について申告していただく方式です。評価額等の計算は南部町側で行います。

・企業電算処理方式

1月1日現在に所有している全資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告していく方式です。

20. 申告方法

・書類による場合

南部町役場 税務課 資産税班に提出してください。

（南部支所、福地支所、剣吉支所でも取り次ぎすることができます。）

申告書、種類別明細書等の所定の書類を窓口に提出してください。受付印を押した控えが必要な方は、原本と控え（コピー）を提出して下さい。また、郵送により提出（税務課のみ）することもできます。郵送で提出し、控えの返送を希望される場合は、宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。提出先は最終ページをご覧ください。※支所は窓口での受け付けのみとなります。

・電子申告による場合

（一社）地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」により、所定の手続に従って申告データを送信してください。

※ 詳しくは「eLTAX」のホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) を御覧ください。

21. 提出書類

次の表の区分により、○印の付いている書類を提出してください。

申告の区分		申告していただく資産		提出書類・様式		
		全ての 償却資産	増加・減少 した償却資産	申告書	種類別明細書	
一般方 式	初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	増加した資産がある方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	減少した資産がある方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	資産の取得価額・耐用 年数等に訂正がある方			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	廃業又は資産所在地を 町外に移転された方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	資産に増減がない方			<input type="radio"/>		
	申告する資産がない方					
企業電 算方式	初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	前年以前に企業電算処理 方式により申告された方	<input type="radio"/>				
	廃業又は資産所在地を町 外に移転された方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
	申告する資産がない方			<input type="radio"/>		

※申請書等 様式については、南部町役場税務課及び各支所窓口にも備え付けております。

また、南部町ホームページ（<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>）にも掲載しておりますので、必要な方はダウンロードしてご利用ください。（暮らし・手続き>税金>固定資産税>償却資産について）

※前年度までに申告された方に送付する書類には、償却資産種類別明細書（資料用）を同封しております。この明細書は、貴事業所（事業者）がこれまで南部町に申告し、償却資産課税台帳に登録されている資産を種類別・取得年月順に印字してあります。申告書等作成の際に参照してください。特に減少明細作成の際、抹消コードの未記入や記入誤りがあると照合・審査不可となる場合がありますのでご注意ください。

なお、企業電算処理方式による申告をしている事業所へは送付されない場合があります。

申告は、事業用資産を所有していれば資産の増加・減少にかかわらず毎年必要です。

固定資産（償却資産）の所有者が申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合には、不申告に関する過料を科されることがありますので、必ず申告してください。

■申告書等の記入例と記入方法について

22. 償却資産申告書の記入例

受付印		令和6年1月20日		令和6年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）												※ 所有者コード 0011335577	
所 有 者 者	① 住所 (ふりがな) 又は納稅通知書送達先	〒 039-0592														⑧ 短縮耐用年数の承認 有・無	
	② 氏名 (ふりがな) 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名	なんぶ なんぶ 株式会社 代表取締役 南部 太郎														⑨ 増加償却の届出 有・無	
(屋号)		(電話 0178-38-5962)												③ 個人番号及び法人番号 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
資産の種類		取 得 價 額												④ 事業種目 4 (資本等の金額) 医薬品製剤製造業 百万円 (20)			
1 構築物		前年前に取得したもの (イ) 十億 百万 千 円	前年中に減少したるもの (ロ) 十億 百万 千 円	前年中に取得したもの (ハ) 十億 百万 千 円	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) 十億 百万 千 円	15 南部町内 ⑧ における事業所 等資産の所在地		① 南部町大字沖田面沖中46 ② 南部町大字下井名久井字下名久井字白山91-1 ③									
2 機械及び装置		74094000	807000	15950000	89237000	16 借用資産 ⑨ (有・無) 貸主の名称等 ㈱南部リース Tel:0178-76-2111		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・ ⑩ 1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし 3. 廃業・解散(年 月 日付) 4. 該当資産なし 5. その他									
3 船舶						18 備考 (添付書類等)		10 1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし 3. 廃業・解散(年 月 日付) 4. 該当資産なし 5. その他									
4 航空機						19 その他		11 その他									
5 車両及び運搬具						20 その他		12 その他									
6 工具、器具及び備品		26485000	21000000	4000000	24785000	21 その他		13 その他									
7 合計		100579000	2907000	17750000	114422000	22 その他		14 その他									
資産の種類		評価額(ホ)		※ 決定価格(ヘ)		※ 課税標準額(ト)		23 その他		24 その他							
1 構築物		十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	25 その他		26 その他		27 その他							
2 機械及び装置						28 その他		29 その他		30 その他							
3 船舶						31 その他		32 その他		33 その他							
4 航空機						34 その他		35 その他		36 その他							
5 車両及び運搬具						37 その他		38 その他		39 その他							
6 工具、器具及び備品						40 その他		41 その他		42 その他							
7 合計						43 その他		44 その他		45 その他							
この欄は、企業電算処理方式により申告される方 のみ記入して下さい。														46 その他			

第二十六号様式

※
①
⑤
⑩
の
番
号
の
説
明
は
次
ペ
ー
ジ
を
御
覧
く
だ
さ
い。

23. 償却資産申告書の記入方法

この申告書は、償却資産の有無にかかわらず提出する必要があります。償却資産の増加・減少がない場合でも必ず提出してくださるようお願いいたします。

控えが必要な場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき、貴事業所(者)の控えとしてください。(受付印が必要な場合は、原本とコピーの2枚を提出して下さい。)

記 入 項 目	記 入 内 容	
① 住所	住所（又は納税通知書送達先）、及び電話番号を正確に記入してください。 ビルの名称、階数及び部屋番号も記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。	
② ふりがなを付けてください 氏名	個人の場合は氏名、法人の場合は名称と代表者氏名を記入してください。（押印は不要です） また、屋号のある方は記入してください。 ※ 印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。	
③ 個人番号及び 法人番号	個人番号（行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は 法人番号（同法第39条第1項及び第2項に規定する法人番号をいう。）を記載して下さい。 なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載して下さい。	
④ 事業種目	具体的に記入してください。 2以上の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。	
⑤ 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月を記入してください。	
⑥ この申告に応答する 者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
⑦ 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。	
⑧ 南部町内における 事業所等資産の所在地	南部町内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。	
⑨ 借用資産	リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、有の場合は貸主の名称を記入してください。	
⑩ 備考	初めて申告する方	申告する資産がある方は「1」を、申告する資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	前年以前に申告された方	・資産に増減がある方は「1」を、資産に増減がない方は「2」を○で囲んでください。 ・廃業・解散により全資産が減少した方は「3」を○で囲み、廃業・解散の年月日を記入してください。 ・該当資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	5. その他	・非課税・特例に該当する資産を所有している場合等、償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。 ・法人合併や本店移転など申告義務者に関する特記情報を記入してください。 ・来年度以降、役場からの申告書の用紙が不要の方は、その旨を記入してください。

24. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

令和6年度			種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち		
所有者コード													① なんぶ株式会社		枚目		
行番号	② 資産の種類	資産コード	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月			⑥ 取得価額	⑦ 耐用年数	(口)減価残存率	⑧ 増加事由	⑨ 摘要	課税標準額	※課税標準額			
					年号	年	月										
01	2		特別高圧変圧器	1	5	5	10	15,000,000	15		1・2 3・4			1・2 3・4			
02	2		精密検査機	1	5	4	4	950,000	6		1・2 3・4	R3・4青森市から移動		1・2 3・4			
03	2		デジタル印刷システム設備	1	4	19	10	300,000	4		1・2 3・4	申告漏れ 改正前10年		1・2 3・4			
04	5		フォークリフト	1	4	28	9	1,400,000	4		1・2 3・4	申告漏れ		1・2 3・4			
05	6		冷蔵庫	1	5	3	5	300,000	4		1・2 3・4	中古取得 短縮耐用年数		1・2 3・4			
06	6		応接セット	2	4	22	2	400,000	5		1・2 3・4	訂正(取得 価額誤り)		1・2 3・4			
07	6		複写機	1	5	2	3	150,000	5		1・2 3・4	耐用年数訂正 6年→5年		1・2 3・4			
08																	
09			◎申告漏れ資産の耐用年数記載方法														
10			申告漏れ資産のうち、取得後「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正による法定耐用年数が改正された場合、耐用年数欄には改正後の耐用年数を記入し、摘要欄に改正前の耐用年数を記載してください。														
11																	
12			◎申告済の償却資産に誤りがあった場合の記載方法														
13			同封の「償却資産一覧表」に記載されている資産で、資産の種類・名称・数量・取得年月日・取得価額・耐用年数に記載誤りがある場合は、下記の要領で記載してください。														
14			1. (減少資産用)に「償却資産一覧表」に記載されているとおり記載し、減少理由「4その他」に○を付し、摘要欄に「訂正」と、その理由を記載してください。(例: 取得価額誤り)														
15			2. (増加資産・全資産用)に正しい明細をすべて記載し、増加事由「4その他」に○を付し、摘要欄にその旨、記載してください。(この場合、該当資産の種類番号から順に記載してください。)														
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
小計										18,500,000							

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いずれかに○を付けてください。

※①～⑨の番号の説明は次ページをご覧ください。

25. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。初めて申告される方は、令和6年1月1日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。(2枚複写となっていますので、2枚目は貴事業所(者)の控えとしてください。)

記入項目	記入内容
① 所有者名	氏名、又は名称を記入してください。
② 資産の種類	資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」
③ 資産の名称等	資産の名称及び型式等を記入してください。
④ 数量	資産の数量を記入してください。
⑤ 取得年月	資産を取得した年月を記入してください。 年号は該当するコード（「3=昭和」、「4=平成」、「5=令和」）を記入してください。 (例) 令和4年9月の場合は「5 4 9」となります。
⑥ 取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※ 取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 ※ 圧縮記帳については、地方税法上は認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 ※ 消費税相当額については、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、御注意願います。
⑦ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。（代表的なものは6ページを参照してください。） ※ 中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。
⑧ 増加事由	資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 「1 新品取得」、「2 中古品取得」、「3 移動による受入れ」、「4 その他」
⑨ 摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ア) 非課税・特例に該当する資産について、その適用条項 イ) 短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示 ウ) 増加償却を行っている資産について、その旨の表示 エ) その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項 オ) 申告漏れ資産について、その旨の表示 カ) 移動による受入れ資産について、移動年月と移動元市町村（例：R 5. 4 青森市から移動） ※ 取得年月日が平成20年1月1日以前の「オ) 申告漏れ資産」や「カ) 移動による受入れ資産」で、耐用年数の改正があったものについては、改正前の耐用年数も必ず記入してください。（例：申告漏れ、改正前10年）

26. 種類別明細書(減少資産用)の記入例

令和 6 年度

所有者コード

種類別明細書(減少資產用)

① 所有者名 なんぶ株式会社	枚のうち 枚目
-------------------	------------

行番号	(2)資産の種類	(3)抹消コード	(4)資産の名称等	(5)数量	(6)取得年月 年号 年 月	(7)取得価額	耐用年数	(8)申告年度	(9)減少の事由及び区分			(10)摘要
									1壳却	2減失	1全部	
01	2	1775	プレス機	1	5 1 9	807,000	7	502	1・2	3・4	1・2	
02	6	1813	乾燥機	1	5 4 12	200,000	7	502	1・2	3・4	1・2	当初取得価額30万円(数量2)のうち20万円(数量1)分減少
03	6	1700	応接セット	2	4 22 2	300,000	2	423	1・2	3・4	1・2	訂正(取得価額誤り) 300,000円→400,000円
04	6	1830	複写機	1	5 2 3	150,000	5	503	1・2	3・4	1・2	耐用年数の訂正 6年→5年
05									1・2	3・4	1・2	
06									1・2	3・4	1・2	
07									1・2	3・4	1・2	
08			◎申告済の償却資産に誤りがあった場合の記載方法									
09												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16									1・2	3・4	1・2	
17									1・2	3・4	1・2	
18									1・2	3・4	1・2	
19									1・2	3・4	1・2	
20									1・2	3・4	1・2	

小二

1,457,000

27. 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

前年度までに申告された資産のうち、令和6年1月1日までに売却・滅失・他市町村への移動等の事由で減少した資産を記入してください。

また、記入誤り等による訂正(取得価額・耐用年数等)もこちらに記入してください。

2枚複写となっていますので、2枚目は貴事業所(者)の控えとしてください。

記入項目	記入内容
① 所有者名	氏名、又は名称を記入してください。
② 資産の種類	同封の種類別明細書(資料用)のうち、減少した資産の種類を記入してください。 「1 構築物」、「2 機械及び装置」、「3 船舶」、「4 航空機」、「5 車両及び運搬具」、「6 工具、器具及び備品」
③ 抹消コード	同封の種類別明細書(資料用)のうち、減少した資産の資産コードを記入してください。※未記入ですと審査不可となる場合があります。
④ 資産の名称等	同封の種類別明細書(資料用)のうち、減少した資産の名称等を記入してください。
⑤ 数量	減少した資産の数量を記入してください。
⑥ 取得年月	減少した資産を取得した年月を記入してください。 年号は該当するコード(「3=昭和」、「4=平成」、「5=令和」)を記入してください。
⑦ 取得価額	減少した資産の取得価額を記入してください。 資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
⑧ 申告年度	記入する必要はありません。
⑨ 減少の事由 及び区分	資産が減少したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 ・減少の事由「1 売却」、「2 滅失」、「3 移動」、「4 その他」 ・減少の区分「1 全部」、「2 一部」
⑩ 摘要	減少の区分が「2 一部」の場合(例1参照)、取得価額等の訂正の場合(例2参照)、記入誤りによる耐用年数の訂正の場合(例3参照)は、以下のように具体的に記入してください。 例1) 当初取得価額30万円(数量2)のうち20万円(数量1)分減少 例2) 取得価額の訂正 300,000円→400,000円 例3) 耐用年数の訂正 6年→5年

28. 債却資産のよくある質問

Q1. 債却資産はなぜ申告しなければいけないのですか？

債務資産の所有者は市町村長に申告する義務があります。また、債務資産は土地・家屋と異なり登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、毎年の申告をお願いしております。

Q2. 会社の場合、決算期に合わせて申告してもいいのですか？

固定資産税の賦課期日は1月1日となっており、決算期に関わらず1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。

Q3. 毎年、税務署へは確定申告をしているのに町へも申告する必要はあるのですか？

税務署に提出されている内容（国税）と固定資産税では取り扱いが異なる部分もありますので、税務署への申告とは区別して、市町村への申告にご協力をお願いいたします。

Q4. 債却資産に該当する資産がありませんが、申告しなければいけないのですか？

該当する資産がない場合でも「該当なし」に○をつけて申告をお願いします。

Q5. わずかな債務資産しか所有していない場合は、課税されないと聞きましたが、申告は必要ですか？

債務資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書を基に課税標準額を算定して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

Q6. 資産の異動がなく、昨年と全く同じ内容でも申告は必要ですか？

申告は必要です。「資産の増減なし」に○をつけてご提出をお願いします。
※昨年度までの申告内容から、資産の評価額の合計額が少額と思われる等、申告の省略が可能な場合はその旨の通知を送付させていただくことがあります。

Q7. 減価償却が済んだ古い資産でも申告の対象になりますか？

帳簿上は忘備価格（1円）となっている資産でも、賦課期日において事業用に使用すれば申告が必要です。※固定資産税に係る評価額の最低限度額は、取得価額の5%です。

Q8. 稼働していない資産でも申告が必要ですか？

稼働を停止しているいわゆる遊休資産であっても、それが事業用に所有され、いつでも使用できる状態であれば申告対象となります。

29. 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認（身元確認）について

P.13 23. 申告書の記入方法をご参照いただき、個人事業者の方は個人番号（12桁）を、法人の方は法人番号（13桁）を記載欄に右詰めで記載してください。

なお、個人事業者の方は、申告書提出の際に個人番号（マイナンバー）の番号確認と身元確認が必要ですので、次の「30. 申告書提出の際に持参いただく書類」を参照のうえ、必要書類を忘れずに持参するようお願いいたします。（法人の場合、身元確認等は不要ですが、申告書へ法人番号の記載を忘れずにお願いいたします。）

30. 申告書提出の際に持参いただく書類

		必要書類		
		番号確認	身元確認	代理権の確認
来 庁 す る 方	個人事業者 本人	次のいずれか 本人の通知カード 本人の個人番号カード 本人の住民票（個人番号記載のもの）	次のいずれか 本人の個人番号カード 本人の運転免許証 本人のパスポートなど	委任状 (原本)
	個人事業者 の代理人	次のいずれか 事業者本人の通知カード（写し可） 事業者本人の個人番号カード（写し可） 事業者本人の住民票（個人番号記載のもの）	次のいずれか 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票など	

※郵送で申告書を提出する場合も上記書類を同封してください。委任状は原本、それ以外は書類の写し（現在の住所・氏名・生年月日が確認できる部分）を同封してください。

【申告書等の提出先】

[郵送又は窓口]

〒039-0592

青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1

南部町役場 税務課 資産税班

【お問合せ：0178-38-5962（税務課直通）】

[窓口のみ]

福地支所（苦米地）

南部支所（沖田面）

剣吉支所（剣吉）